

Partner's Public Relations Magazine

パートナーズ 会報誌

税務情報

専従者給与とは？

青色事業専従者や控除を受ける条件についても解説

税務トピック

2025 年度「税制改正大綱」の要点を
押さえておこう

相続・贈与情報

「相続時精算課税制度」っていったいどんな制度？

税務トピック

「年収の壁」見直しへ

「マイナ免許証」がはじまりました



パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。
左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。

vol. **42**
2025.5

新緑が眩しい季節になりました

新緑が眩しく心地の良い季節になりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

弊社では、おかげさまで今年も所得税確定申告の業務を無事に終わることができました。至らぬ点もあったかと存じますが、ご指摘や改善点がありましたらお聞かせいただけますと幸いです。また、令和6年度より確定申告の料金改定を実施させていただきましたが、皆様にはご理解を賜り深く感謝申し上げます。引き続き、来年度もご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、令和7年度の税制改正では、所得税・住民税における大きな制度変更が実施されることになりました。いわゆる「103万円の壁」に関する制度です。給与所得控除の最低額が現行の55万円から65万円へと引き上げられることになりました。これに加え、基礎控除も48万円から95万円へと引き上げが行われます。この2つの改正により、給与収入の非課税限度額は現行の103万円から160万円に変更となりました。

また、法人税制では中小企業向けの税率変更と各種特例制度の見直しが実施されます。中小企業者等の法人税制において、従来15%だった所得800万円以下の部分に対する税率は、所得金額が年10億円を超える事業年度では17%へと引き上げられます。グループ通算制度を適用している法人は特例税率の対象から除外されることが決定しました。適用期限は令和8年度末まで2年間延長となります。

そして、中小企業経営強化税制は対象設備や償却率の見直しが行われたうえで、2年間の期限延長が決定しました。この制度は、企業の生産性向上に向けた設備投資を支援する重要な施策となります。

このように、社会環境、生活環境の変化が早いご時世、お客様への情報提供を迅速かつ正確にお伝えできるよう、パートナーズ全体としてご支援ができるよう精進して参りますので、引き続きよろしくお願いいたします。



最後になりますが、現在、税理士法人パートナーズは9拠点での運営をしております。中四国・沖縄のお客様へ、今以上のサービスのご提供ができるよう、より一層、日々の業務に邁進していく所存です。現在の社会情勢で、気になることが多くありますが、皆様におかれましては、平穏な日々を送られますよう、また、お悩みやご相談に、頼りになるパートナーとなれるよう、頑張ってお参りますので、今後とも何卒、よろしくお願いいたします。



税理士法人パートナーズ 社員一同



【岡山事務所】
代表社員 税理士

川本 洋



【広島事務所】
代表社員 税理士
公認会計士

中谷 有希



【福山事務所】
代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】
代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】
代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】
代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】
代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】
代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】
代表社員 税理士
公認会計士

登川 賢二

税務情報

専従者給与とは？青色事業専従者や控除を受ける条件についても解説

専従者給与とは、事業主の下で働く家族従業員に対して支払われる給与のことです。原則として専従者に支払われる給与は経費扱いにできませんが、青色事業専従者給与の要件を満たせば全額経費として扱えます。事業主が白色申告者であっても、要件を満たすことで事業専従者控除が適用可能です。



専従者と専従者給与とは

専従者とは、事業主の元で働いている家族従業員のことです。たとえば、家族の父親にあたる者が商店等のビジネスオーナーである場合、その配偶者や子供が従業員として働いていれば、税制上「専従者」と呼ばれます。

また、専従者に支払われる給与のことを「専従者給与」と呼びます。家族従業員に支払われる給与は、生計を同一とする家族に事業主本人の収入を付け替えただけとみなされてしまうため、基本的に経費にはなりません。

しかし、青色事業専従者給与や事業専従者控除を適用できると、専従者給与は経費として扱うことができます。いずれの控除も、所得税法によって定められている条件を満たす必要があるため、要件をしっかりと確認しましょう。

青色事業専従者と青色事業専従者給与とは

青色事業専従者とは、青色申告を行う事業主の下で働く家族従業員を指します。一般的な専従者との違いは、事業主が青色申告をしているか白色申告をしているかです。

また、青色事業専従者に支払う給与のことを、青色事業専従者給与と呼びます。青色事業専従者給与は、所得税法によって定められた条件を満たし税務署への届出をすることで適用可能で、青色事業専従者に支払う給与を全額経費として扱えます。

青色事業専従者の要件

- ◆青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。
- ◆その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。
- ◆その年を通じて6か月を超える期間（一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間）、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること。

青色事業専従者の要件における注意点として、15歳以上であれば青色事業専従者になれますが、高校や大学に通っている子供が休暇などを利用して事業を手伝っても、青色事業専従者としては認められません。これは、原則として年間6か月以上、その事業に従事している必要があるからです。

また、家族に支払う給与額が適正であるかどうか、青色事業専従者とするための要件としてあげられます。

税務署から万が一適正でない判断された場合には、青色事業専従者給与が否認されてしまいます。家族への給与が全額経費にできるからといって、不相当に高い金額を設定しないようにしましょう。

青色事業専従者のメリット・デメリット

青色事業専従者のメリットは、支払う給与を全額経費として扱うことができ、所得税の節税ができる点です。そのため、家族従業員が従事している場合には、事業主は青色申告者となるべきといえます。ただし、青色事業専従者給与を適用すると、配偶者控除や扶養控除が受けられなくなるデメリットがあります。

青色事業専従者給与と白色申告の事業専従者控除の違い

事業主が青色申告者ではなく白色申告者である場合でも、事業専従者控除として専従者への給与の一部を経費にできます。事業専従者控除を受けるには、以下2つの要件を満たす必要があります。

事業専従者控除を受ける要件

- ◆白色申告者の営む事業に事業専従者がいること
- ◆確定申告時にこの控除を受ける旨やその金額など必要な事項を記載すること

青色事業専従者給与の届出方法

青色事業専従者給与の手続きは、管轄の税務署へ「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出する必要があります。届出書の提出期限は、青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日までです。

また、その年の1月16日以後に開業した場合や新たに専従者を追加した場合は、その開業日や専従者を追加した日から2ヶ月以内の提出が義務付けられています。

提出は、e-Tax・持参・郵送の3種類の方法からできるため、遅延がないように手続きすることも重要です。

2025 年度「税制改正大綱」の要点を押さえておこう

昨年 12 月 27 日、2025 年度の税制改正大綱が閣議決定されました。法人税率の特例措置、経営強化税制の見直しなど、中小企業に関連する重要ポイントを中心に大綱の要点を解説します。

中小企業の法人税率の特例措置の延長

法人税の税率は、原則として 23.20% です。しかし中小企業の場合には、所得のうち 800 万円までの部分の税率を 15%(本則では 19%)に低減する軽減税率の特例が設けられています。この特例は、当初はリーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置でした。しかし今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を 2 年延長することとなりました。ただし、

- ▼所得金額が年 10 億円を超える事業年度では、軽減税率を 17% に引き上げる
- ▼グループ通算制度の適用を受けている法人を適用除外とする

という見直しがなされています(図表 1)。

中小企業経営強化税制の見直し・延長

2025 年度の税制改正では、中小企業のなかでも売上高 100 億円超を目指す成長意欲の高い企業の設備投資を後押しする措置を講じるとともに、適用要件等の見直しを行なったうえで適用期限を 2 年延長することとなりました。制度改正の具体的な内容は、次のとおりです。

- ①生産性向上設備(A 類型)について、生産性の向上の指標を見直す
- ②収益力強化設備(B 類型)は次のように改正、拡充する
 - ▼投資計画における年平均の投資利益率の見込みを 5% から 7% 以上に引き上げる
 - ▼売上高 100 億円超を目指す中小企業に対して、建物が税制の対象設備となるよう新たな拡充措置を講じる(図表 3)
- ③デジタル化設備(C 類型)は対象外となり、税制措置は 2025 年 3 月 31 日で終了する
- ④暗号資産マイニング業(暗号資産の計算処理、各取引の証明等を行ない手数料を取得する業態)の用に供する設備は対象外となる
- ⑤食品等事業者がワンストップで本制度を活用できる仕組みを構築する
- ⑥適用期限を 2 年延長 2027 年 3 月 31 日までの間に事業の用に供した資産に適用)する

中小企業投資促進税制の延長

昨今の経済状況を考慮し、中小企業者等の生産性の向上を図り、積極的な設備投資を促すための時限措置である中小企業投資促進税制の適用期限が、2 年延長(2027 年 3 月 31 日までの間に事業の用に供した資産に適用)されることとなりました。

図表1 中小企業の法人税率の特例措置の延長

対象所得金額	区分		対象事業年度の 所得金額	2024/4/1～ 2025/3/31	2025/4/1～ 2027/3/31		2027/4/1～
年800万円以下	中小法人※1	下記 以外	年10億円以下	15%	改正前19%	改正後15%	19%
			年10億円超			改正後17%	
		適用除外事業者※2		19%			
	中小通算法人※3			15%	19%		
	上記以外の普通法人			23.20%			
年800万円超				23.20%			

※1 期末資本金の額が1億円以下の普通法人のうち、大法人(資本金等が5億円以上の法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人以外の法人
※2 前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える法人等
※3 グループ通算制度における大通算法人に該当しない法人等

改正された箇所

相続・贈与情報

【相続時精算課税制度】っていったいどんな制度？

生前贈与を促進させるために創設された制度で、早期にまとまった資金が必要な子や孫に贈与することができます。

ただし、一度この制度を選択すると暦年贈与に戻ることができないほか、贈与時は非課税でも相続時に相続税が課される可能性があります。同制度を利用して贈与により取得した宅地等は「小規模宅地等の特例」の適用が受けられなくなる等の注意点があります。



概要

◆相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

◆この制度を選択する場合には、**贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。**

◆この制度は贈与者（父母または祖父母など）ごとに選択できますが、一度選択すると、その選択に係る贈与者（「特定贈与者」といいます。）から贈与を受ける財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税（注）」へ変更することはできません。

◆特定贈与者である父母または祖父母などが亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）を加算して相続税額を計算します。

適用対象者

贈与者：贈与をした年の1月1日時点において60歳以上の父母または祖父母など

受贈者：贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者のうち、贈与者の直系尊属（子や孫など）である推定相続人または孫

申告等の方法

◆相続時精算課税を選択しようとする受贈者（子または孫など）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに提出する必要があります。

◆特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額が110万円を超えるなど、贈与税の申告書を提出する場合には、「相続時精算課税選択届出書」および一定の書類を贈与税の申告書に添付して所轄税務署長へ提出する必要があります。

贈与税の計算式

贈与税の計算式は、次のとおりです。

（「1年間の贈与額－年間110万円の基礎控除」の累計額－2,500万円の特別控除）×20%

相続の際、計算の結果、相続税の納税を要しない場合には、遡って贈与税がかかることはありません。なお、「2,500万円＋110万円×贈与年数」を超えた分の金額には、贈与時に20%の贈与税がかかりますが、相続税を計算する際、支払った贈与税相当額は控除されます。

「暦年贈与」との併用は不可

「相続時精算課税選択届出書」を一度提出すると撤回できず、暦年贈与に戻ることができません。相続時精算課税制度は、同じ贈与者からの贈与について、年間110万円の贈与税の非課税枠となる「暦年贈与」との併用が不可となっていますので、この制度を選択した時点で、それ以降、暦年贈与は利用できないことになります。（ただし、別の贈与者からの贈与は利用可能。）

「小規模宅地等の特例」の適用を受けられない

「相続時精算課税制度」を利用して贈与により取得した宅地等については、「小規模宅地等の特例」の適用を受けることはできません。この特例は、居住用等の宅地が相続される際、一定の要件を満たしていれば、その評価額を80%減額して税額を算出できるというものです。宅地の評価額が高ければ大きな節税につながりますので、将来、宅地を相続することが想定される場合は、どちらを選択するか、十分検討するべきでしょう。

税務トピック

「年収の壁」見直しへ 103 万円の壁は 160 万円に 社会保険料 106 万円の壁は残る

2024 年の年末から大きな議論となった「年収 103 万円の壁」。

この見直しを盛り込んだ税制改正関連法案が 2025 年 3 月 31 日に成立し、所得税がかかり始める年収は、103 万円から 160 万円に引き上げられます。

課税最低ラインは 103 万円から 160 万円に

今回の見直しで、どう変わることになるのでしょうか。

まず、**所得税がかかり始める年収は 103 万円から 160 万円に引き上げられました。**

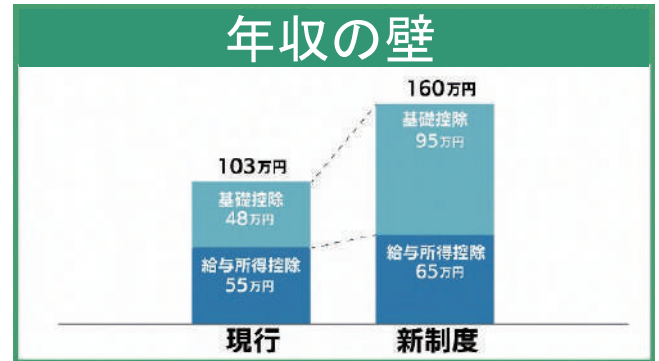
このうち、給与所得控除は、最低保障額が現在の 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

基礎控除は、年収 200 万円以下の人は 48 万円から 95 万円に引き上げられました。

つまり、課税される最低ラインの年収（＝課税最低限）は、65 万円と 95 万円をあわせた 160 万円になったわけです。

当初、政府は、年収 2545 万円を超える人を除き、基礎控除を一律で 10 万円引き上げるとしていましたが、今回の見直しで、基礎控除は、年収が 200 万円を超える場合に年収に応じて段階的に引き上げられます。ただ、その引き上げ額は年収が高い人ほど少なくなります。年収 475 万円以下なら 88 万円、年収 665 万円以下なら 68 万円、850 万円以下は 63 万円、2545 万円以下は、58 万円とします。この上乗せは、年収 200 万円以下は恒久的な措置、200 万円を超える人は 2 年間の限定措置となっていて、その後は、基礎控除は 2545 万円以下の人は 58 万円となります。

所得税の仕組み上、基礎控除を一律に引き上げると高所得者の減税額が多くなることや、税収への影響も大きくなることから、年収が高い人の基礎控除の引き上げ幅を抑えることで、年収によって実際の減税額の差が大きくならないようにしました。



基礎控除の引き上げ額			
年収	現行	引き上げ額	合計
200万円以下		47万円	95万円
475万円以下	48万円	40万円	88万円
665万円以下		20万円	68万円
850万円以下		15万円	63万円
850万円超 (～2,545万円まで)		10万円	58万円

特定扶養控除 子どもの年収要件は 150 万円に

大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減する「特定扶養控除」の年収要件も見直し、新たに「特定親族特別控除」を導入します。これまでは子の年収が 103 万円を超えると親が 63 万円の控除を受けられなくなりましたが、**子の年収の上限を 150 万円に引き上げ、それまでは控除が受けられるようになります。**

123 万円を超えたあとは「特定親族特別控除」となり、150 万円を超えた後も、控除額を段階的に減らす仕組みを導入し、収入が増えたにも関わらず世帯としての手取りが減ることはないようにします。具体的には、子の年収が 160 万円なら控除額は 51 万円、170 万円なら 31 万円などとし、188 万円を超えると控除額がゼロになります。また、パートで働く妻などを扶養する世帯の税負担を軽減する「配偶者特別控除」についても、**配偶者の年収要件が今の 150 万円から 160 万円に引き上げられます。**



社会保険料「106 万円の壁」は残る

社会保険料がかかる「年収 106 万円の壁」は制度改正が議論の途中で、働き控えを防ぐ効果ははっきりしていません。物価上昇にあわせて所得税の控除を増やす「物価スライド」の導入も今後の検討課題となっています。

「マイナ免許証」 がはじまりました

◆マイナンバーカードと運転免許証が一体化

2025 年 3 月 24 日から、マイナンバーカードと運転免許証および運転経歴証明書の一体化が開始されました。

一体化の手続きができる施設は、一体化のみを行うのか免許更新と併せて行うかなどにより異なります。予約方法も手順内容により異なりますので、警視庁ホームページなどで確認しましょう。



◆一体化後の保有形態

運転免許証のみを保有、今の運転免許証を返納してマイナ保険証のみを保有、マイナ免許証と運転免許証の2枚を保有、のいずれも可能です。

ただし、マイナ免許証のみの場合は、国外運転免許証を申請する際に、渡航先の国により従来の運転免許証が必要になる場合があります。

◆マイナ免許証のメリット

マイナ免許証を保有している人が必要な手続きを行うと、更新の際に受講する講習をオンラインで受講でき、更新にかかる時間も短縮されます。

更新手数料は、運転免許証のみは、2,850 円、マイナ免許証のみは 2,100 円、2 枚所持は 2,950 円です。講習手数料は会場受講の場合、優良 500 円、一般 800 円に対し、オンライン受講は 200 円です。

また、マイナ免許証のみを保有している人が必要な手続きを行うと、本籍・住所・氏名および生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。

◆注意事項

マイナンバーカードの有効期限は、18 歳以上は 10 年、18 歳未満は 5 年とされていますが、マイナ免許証の有効期間は異なります。この有効期間はマイナンバーカードの券面には表記されず、マイナポータル等で確認するため、失効に注意が必要です。

	マイナ免許証のみ	両方を持つ	従来の免許証のみ
手数料			
新規取得 ※以前は2,050円	1,550円 (500円安い)	2,450円 (400円高い)	2,350円 (300円高い)
更新 ※以前は2,500円	2,100円 (400円安い)	2,950円 (450円高い)	2,850円 (350円高い)
手続き			
住所変更	自治体に 届け出るだけ	従来どおり自治体と警察署等に 届け出る	
再発行	自治体でマイナカード発行後、 警察署等で一体化or情報記録の 手続きが必要 ※免許証のみの再発行も可能		警察署等で 再発行手続き
再発行に かかる期間	1週間～数ヵ月 ※免許証のみであれば即日		即日
講習			
オンライン or対面講習	選べる ※優良・一般運転者		対面のみ
オンライン 講習手数料	200円		—
対面講習 手数料	優良運転者：500円/一般運転者：800円 初回更新者・違反運転者：1,400円		

【警視庁「マイナンバーカードと運転免許証の一体化について」】

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/>

パートナーズ会員

ご入会の方へパートナーズから会報誌をご提供。

また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

会報誌を発行し税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索



税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL(086)246-4446
広島事務所 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町一丁目 5 番 5 号 SAFARI ビル 5F TEL(082)961-6212
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目 31 番 8-1 TEL(084)999-0550
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL(0859)21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町 1-5 MBS ビル 5F TEL(070)3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末 1-5-12 松末テナントビル 3 階 TEL(089)948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内 6-87 尾野ビル 2 階 TEL(088)655-6554
高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目 6 番 3 号 Four・seasons2A TEL(088)856-7360
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里 3-10-17-2F TEL(090)5084-9122